

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画 新旧対照表

改正前	改正後
<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 滋賀県における流行規模および被害の想定 (略)</p> <p>3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対策推進のための役割分担</p> <p>① 国の役割</p> <p>(前略) 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「<u>新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議</u>」(以下、「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。(後略)</p> <p>② 地方公共団体の役割 (略)</p> <p>(5) 行動計画の主要6項目</p> <p>(前略) <u>各項目ごとの対策</u>については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については次のとおり。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 医療</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>i) 諸外国における備蓄状況や<u>最新の</u>医学的な知見等を踏まえ、<u>国民の45%に相当する量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</p>	<p>1 はじめに (略)</p> <p>2 滋賀県における流行規模および被害の想定 (略)</p> <p>3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 対策推進のための役割分担</p> <p>① 国の役割</p> <p>(前略) 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「<u>新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議</u>」(以下、「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。(後略)</p> <p>② 地方公共団体の役割 (略)</p> <p>(5) 行動計画の主要6項目</p> <p>(前略) <u>各項目の対策</u>については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については次のとおり。</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 医療</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>i) <u>最新の</u>諸外国における備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、<u>全り患者(被害想定において全人口の25%がri患すると想定)</u>の治療<u>その他の医療対応に必要な量</u>を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備</p>

改正前	改正後
<p>ii) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 各段階における対策</p> <p>【未発生期】</p> <p>(1) 実施体制 (略)</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 情報収集</p> <p>県は、<u>新型インフルエンザ等に関する県内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。(健康福祉部、農政水産部、教育委員会)</u></p> <p>(2)-2 通常のサーベイランス</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ <u>新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。(健康福祉部)</u></p> <p>(2)-3 (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1~(5)-5 (略)</p> <p>(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p><u>人口の45%相当量を目標として国と県が均等に備蓄を行うことから、県は、県民の23%に相当する量を目標として抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。(健康福祉部)</u></p>	<p><u>蓄状況、流通の状況や重症者への対応等も勘案する。</u></p> <p>ii) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 各段階における対策</p> <p>【未発生期】</p> <p>(1) 実施体制 (略)</p> <p>(2) サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 情報収集</p> <p>県は、<u>新型インフルエンザ等に関する県内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに国に報告する。(総合政策部、健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会)</u></p> <p>(2)-2 通常のサーベイランス</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ <u>新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。(琵琶湖環境部、健康医療福祉部、農政水産部)</u></p> <p>(2)-3 調査研究 (略)</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1~(5)-5 (略)</p> <p>(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p><u>全り患者(被害想定において全人口の25%が罹患すると想定)の治療その他の医療対応に必要な量を目標として国と県が均等に備蓄を行うことから、県は、国が示す都道府県別抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標量を計画的</u></p>

改正前	改正後
<p> <u>＜オセルタミビルリン酸塩カプセル（商品名：タミフル）の備蓄量＞</u> <u>251,600人分（1人分の治療量は、2カプセル／日×5日間の計10カプセル）</u> <u>＜ザナミビル水和物ドライパウダーインヘラー（商品名：リレンザ）の備蓄量</u> <u>≥</u> <u>58,400人分（1人分の治療量は、4プリスター／日×5日間の計20プリスター）</u> <u>＝</u> </p> <p> (5) -7 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 (略) 6 県民生活および県民経済の安定の確保 (略) </p> <p> 【海外発生期】 1 (略) 2 サーベイランス (略) 3～6 (略) </p> <p> 【県内未発生期】 ～ 【小康期】 (略) </p> <p> 特定接種の対象となり得る業種・職種について (略) </p> <p> (1) 特定接種の登録事業者 A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型) </p>	<p> かつ引き続き安定的に備蓄する。(健康医療福祉部) (削除) </p> <p> (5) -7 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 (略) (6) 県民生活および県民経済の安定の確保 (略) </p> <p> 【海外発生期】 (1) (略) (2) サーベイランス・情報収集 (略) (3)～(6) (略) </p> <p> 【県内未発生期】 ～ 【小康期】 (略) </p> <p> 特定接種の対象となり得る業種・職種について (略) </p> <p> (1) 特定接種の登録事業者 A 医療分野 (A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型) </p>

改正前					改正後				
業種 (略)	類型 (略)	業種小分類 (略)	社会的役割 (略)	担当省庁 (略)	業種 (略)	類型 (略)	業種小分類 (略)	社会的役割 (略)	担当省庁 (略)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省	重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省
(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。					(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。				
B 国民生活・国民経済安定分野 (B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)					B 国民生活・国民経済安定分野 (B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)				

改正前

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

改正後

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
体外診断用医薬品製造業	B-2 B-3	体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
再生医療等製品販売業	B-2 B-3	再生医療等製品販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売	厚生労働省
再生医療等製品製造業	B-2 B-3	再生医療等製品製造販売業 再生医療等製品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産	厚生労働省

改正前					改正後				
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省	ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	二	映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	経済産業省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。</p> <p>(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。</p>					<p>(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。</p> <p>(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。</p>				
(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員および地方公務員 (略)					(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員および地方公務員 (略)				
5 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策					5 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策				
1～3 (略)					(1)～(3) (略)				
4 予防・まん延防止					(4) 予防・まん延防止				
(4) 人への鳥インフルエンザの感染対策					人への鳥インフルエンザの感染対策				
(4)-1～(4)-2 (略)					(4)-1～(4)-2 (略)				
(4)-3 家きん等への防疫対策					(4)-3 家きん等への防疫対策				
<p>① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農林水産部)</p>					<p>① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農政水産部)</p>				
② (略)					② (略)				
5 医療 (略)					(5) 医療 (略)				
【用語解説】 (略)					【用語解説】 (略)				

※その他、組織改編の反映、見出しの符号の整理、アラビア数字およびアルファベット半角・全角の整理を行っております。